

審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	技能検定員審査等に関する規則
根拠条項	第8条第1項
処分の概要	技能検定員資格者証の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	
審査基準	
標準処理期間	7日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課 教習所第一係
問い合わせ先	交通部運転免許課 教習所第一係(電話 06-6908-9121 内線231)
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。